

# 七尾市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 石川県七尾市

事 業 名 : 小規模集合排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度(供用開始後14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成30年4月 法適用予定)
処理区域内人口密度	4.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当事項なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、公共下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 500円/月 従量料金 1m <sup>3</sup> から 10m <sup>3</sup> まで: 1m <sup>3</sup> につき100円 10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで: 1m <sup>3</sup> につき160円 50m <sup>3</sup> を超えるもの: 1m <sup>3</sup> につき180円 ※消費税別(以下、同じ)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	浴場は、以下のとおり ※浴場以外は、一般家庭と同じ。 基本料金 500円/月 従量料金 1m <sup>3</sup> から: 1m <sup>3</sup> につき200円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	一時使用時 基本料金 10m <sup>3</sup> まで : 2,000円 超過料金 10m <sup>3</sup> を超えるもの: 1m <sup>3</sup> につき200円				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,100 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,399 円
	平成26年度	3,100 円		平成26年度	3,369 円
	平成27年度	3,100 円		平成27年度	3,336 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	下水道事業 12名    総務グループ 3名 建設グループ 5名 管理グループ 4名  ※ 当該事業での職員給与費の費用負担はありません。
事業運営組織	建設部上下水道課  ・ 平成25年度から水道事業とともに料金の窓口業務や収納業務等を民間委託し、人員（費用）の削減を行っています。 ・ 平成27年度から課の組織統合により人員（費用）の削減を行っています。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場やマンホールポンプ場の保守管理業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当事項なし。
	ウ PPP・PFI	該当事項なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当事項なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当事項なし。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

平成27年度決算における「経営比較分析表」を添付しています。 経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標により、経年比較や類似団体との比較を行い、経営の現状や課題を的確かつ簡明に把握することができるものです。
---

## 2. 経営の基本方針

### 1. 適切な事業計画の策定と推進

#### (1) 整備事業

- ① 未普及地域の解消に向け、公共下水道事業における整備は、浄化槽整備との2重エリアの設定などにより早期の概成を目指します。
- ② 雨水事業計画の見直しにより投資規模の適正化を図ります。

#### (2) 更新事業

- ① 施設の更新需要を適切に把握し、事業の効率化や費用の平準化を図った更新・長寿命化計画により下水道の機能維持に努めます。
- ② 将来的な汚水処理状況を考慮し、施設規模や機器能力の適正化によりダウンサイジングを行い、更新費用や維持管理費等のライフサイクルコストの縮減を行います。

### 2. 経営基盤の強化

#### (1) 事業の効率化と適正化

- ① スtockマネジメントにより施設を計画的かつ効果的に管理することで、管理費の平準化や削減に努めます。
- ② 処理区の統廃合や集合処理方式から個別処理方式への転換などの最適化事業を推進し、処理場等のランニングコストや更新費用の削減を行います。
- ③ 性能発注方式等による包括的民間委託により維持管理費の縮減を検討します。

#### (2) 収入の確保

- ① 接続率（水洗化率）の向上  
未接続世帯への戸別訪問や排水設備工事費補助制度や利子補給制度の活用促進により、早期の接続を促し、接続率の向上に努めます。
- ② 収納率の向上  
大口滞納者への収納業務を強化し、収納率の向上及び安定的な使用料収入の確保に努めます。
- ③ 料金体系の見直し  
事業運営に必要な経費を適正に把握し、経営の健全化、安定化のために必要な料金水準を定期的に検討します。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### 【投資の目標に関する事項】

整備は、平成14年度で完了しており、新規拡張等の整備計画はないが、老朽化により必要となる設備等の更新については、適切な更新計画により事業の効率化や費用の平準化を図り、計画的に実施します。

##### 【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】

耐用年数を超過する処理場やマンホールポンプ場の機械設備の更新を供用開始後20年を目途に計画し、費用を計上しました。なお、管渠については、収支計画期間中に耐用年数を超過するものはないため更新費用は計上していません。

##### 【広域化、共同化、最適化に関する事項】

隣接の処理区からの距離等、地理的な条件から他の事業との統合等の最適化は難しく計画はしていません。

##### 【投資の平準化に関する事項】

更新事業においては、適切な更新計画により実施することで、事業の効率化や費用の平準化を図ります。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

##### 【財源の目標に関する事項】

自己財源である使用料収入等と一般会計繰入金（基準内）により建設改良費以外の財源が賅われることを目標としています。

##### 【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

人口減少に伴う有収水量の減少により使用料収入は微減で推移していく見通しです。また、水洗化率や収納率は、100%となっており水洗化率の向上による増収は見込めない状況です。なお、収支計画期間中の使用料の見直しは考慮していません。

##### 【企業債に関する事項】

更新事業については、全額、下水道事業債を充当するものとし、地方債償還費の財源としている資本費平準化債については、地方債償還額や固定資産情報による減価償却費により算出した発行可能額での借入れを計画しています。

##### 【繰入金に関する事項】

一般会計からの繰入金については、基準内繰入額を基本として計画しています。

##### 【資産の有効活用に関する事項】

活用対象資産がないため活用計画はありません。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### 【職員給与費に関する事項】

当該事業においては、現状で職員給与費の費用負担はないため、以後も同様として計画しています。

##### 【動力費、薬品費に関する事項】

処理水量は、減少傾向にあるが費用実績は一定であるため、近年の実績値で固定して計上しています。

##### 【修繕費に関する事項】

過去10年間の平均により計上しています。

##### 【委託費に関する事項】

事業規模が小さく、実績値においても費用の変動幅が小さいため、直近の額で固定して計上しています。

##### 【その他】

上記以外の費用（各種手数料など）は、近年ほぼ一定であるため、費用は固定して計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	隣接の処理区からの距離等、地理的な条件から他の事業との統合等の最適化の計画はないが、将来、人口減少が進んだ場合、個別処理方式への転換について検討します。
投資の平準化に関する事項	資産情報により更新需要を適切に把握し、施設の長寿命化及び更新費用の平準化に取り組みます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当事項なし。
その他の取組	該当事項なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	定期的に事業運営に必要な経費を適正に把握し、経営の健全化、安定化のために必要な料金水準の検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	該当事項なし。 ※ 活用可能資産なし。
その他の取組	更新事業の財源については、補助事業の活用や交付税措置において有利な起債を活用することを検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の運営管理業務委託において、性能発注方式等による包括的民間委託により維持管理費の削減を検討します。
職員給与費に関する事項	該当事項なし。 ※ 今後も職員給与費の費用負担を見込んでいないため。
動力費に関する事項	処理施設の規模が小さく削減は見込めません。
薬品費に関する事項	他の事業との一括発注により、費用の削減を図ります。
修繕費に関する事項	更新事業との関連性を考慮した修繕計画により、費用の削減、平準化を図ります。
委託費に関する事項	他の事業（農業集落排水事業等）との一体的な保守管理業務委託や包括的民間委託により、更なる費用の削減を検討します。
その他の取組	該当事項なし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、定期に進捗管理（モニタリング）を行い、少なくとも5年ごとに見直し（ローリング）を行います。 なお、地方公営企業法の適用を予定していることから、法適用後においては、速やかに法的用企業版への更新を予定しています。
---------------------	---

# 経営比較分析表

石川県 七尾市

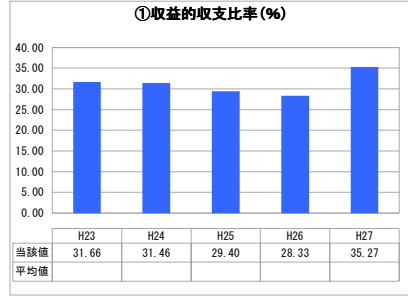
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	小規模集合排水処理	I3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.08	94.46	3,348

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
55,382	318.32	173.98
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
43	0.10	430.00

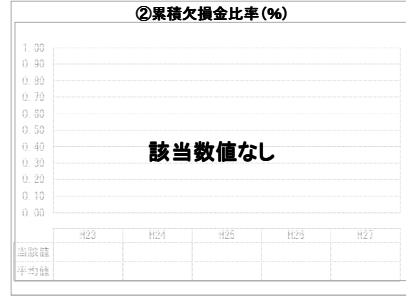
**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

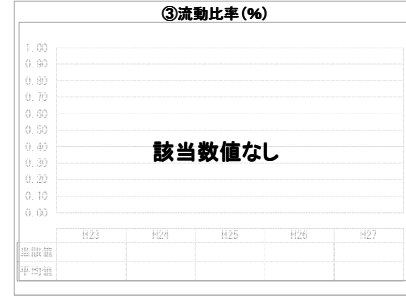
## 1. 経営の健全性・効率性



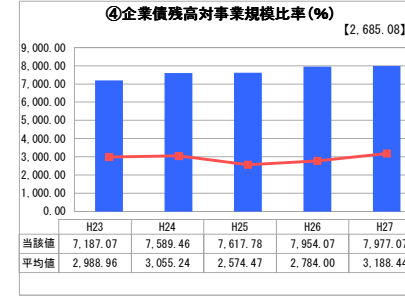
「単年度の収支」



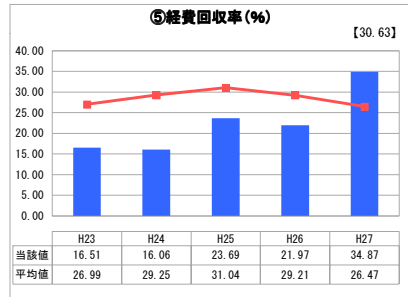
「累積欠損」



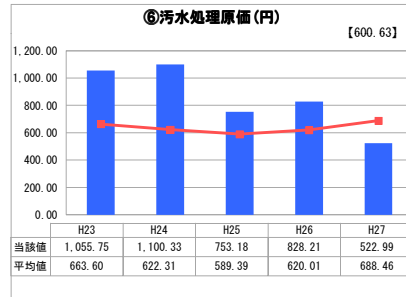
「支払能力」



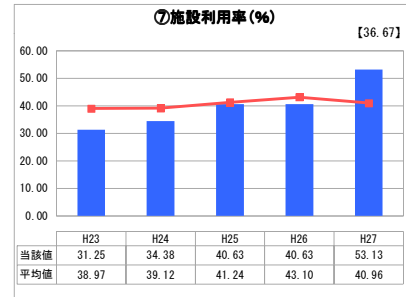
「債務残高」



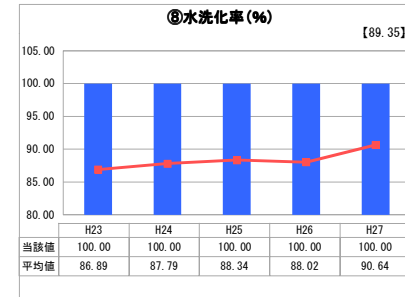
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

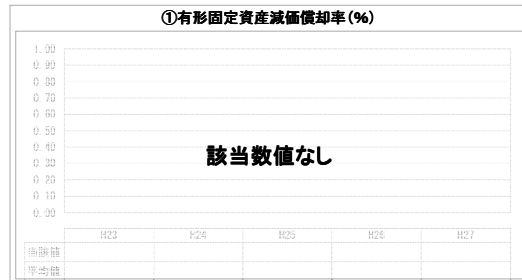


「施設の効率性」

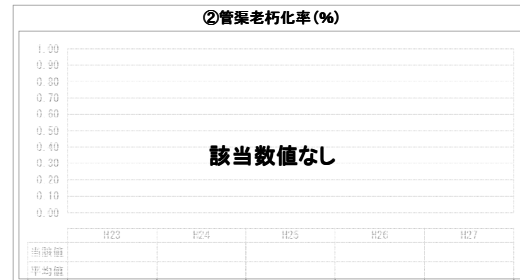


「使用料対象の捕捉」

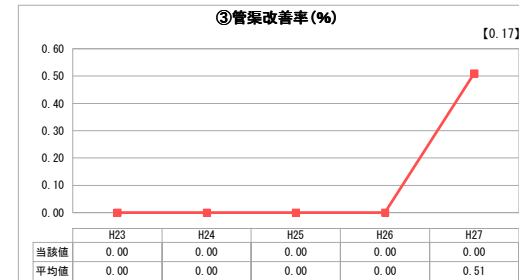
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

事業規模が小さく収益が少ないうえに人口減少や節水社会の進行等による有収水量の減少により使用料収入が減少している。また、整備事業に要した起債の償還額が増加しており、収益に対して地方債償還費の比率が高いため、①収益的収支比率は、低い状況にある。

④企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対し整備事業に要した地方債の残高が大きいことから類似団体と比較すると高い状況にある。

⑤経費回収率は、経費の内訳を見直したことで数値上は改善したが、まだまだ低い状況にある。

⑥汚水処理原価が減少したことの要因は、⑤経費回収率と同様に経費の内訳を見直したことによるが、汚水処理にかかる資本費である地方債の元利償還費が使用料収入や有収水量に対し、大きいため高い水準にある。

⑦施設利用率は類似団体とほぼ同率である。平成27年度は、一時的なものと思われるが処理水量が増加したため、数値は向上する結果になったが、今後、人口減少等による有収水量の減少により低下することが予想される。

⑧水洗化率は、全世帯接続されており100%である。

### 2. 老朽化の状況について

管渠については、更新工が必要な老朽化は見られない。

処理場については、老朽化により機械設備の更新を行ってきており、今後も耐用年数を迎える機械設備の更新が順次必要になる。

## 全体総括

事業規模が小さいことや人口減少等により使用料収入の増加を見込むことは難しいが、維持管理費の縮減や老朽化による更新事業を計画的に実施することにより費用の平準化を図り、経営の健全化に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(収支計画)

小規模集合排水処理

(単位:千円、%)

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込み)										
収 益 的 収 入	1 総 収 入 (A)	1,986	2,821	2,107	2,111	2,000	1,954	1,906	1,857	1,807	1,828	1,886	1,854	1,797
	(1) 営 業 収 入 (B)	823	833	819	851	784	772	759	752	745	737	730	723	716
	ア 料 金 収 入	823	833	819	851	784	772	759	752	745	737	730	723	716
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 入 (D)	1,163	1,988	1,288	1,260	1,216	1,182	1,147	1,105	1,062	1,091	1,156	1,131	1,081
	ア 他 会 計 繰 入 金	1,163	1,988	1,288	1,260	1,216	1,182	1,147	1,105	1,062	1,091	1,156	1,131	1,081
	イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (E)	1,986	2,821	2,107	2,111	2,000	1,954	1,906	1,857	1,807	1,828	1,886	1,854	1,797
	(1) 営 業 費 用 (F)	933	1,804	1,132	1,167	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114
	ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	933	1,804	1,132	1,167	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114
	(2) 営 業 外 費 用 (G)	1,053	1,017	975	944	886	840	792	743	693	714	772	740	683
	ア 支 払 利 息	1,053	1,017	975	944	886	840	792	743	693	714	772	740	683
イ うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ウ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	5,023	5,178	5,336	5,491	5,648	5,799	5,947	6,095	20,639	25,930	6,552	6,696	6,819
	(1) 地 方 債 借 入 金	2,100	2,100	2,100	2,000	1,900	1,900	1,900	2,000	16,395	21,332	1,400	1,400	1,400
	イ うち 資 本 費 平 準 化 債	2,100	2,100	2,100	2,000	1,900	1,900	1,900	2,000	2,000	1,800	1,400	1,400	1,400
	(2) 他 会 計 補 助 金	2,923	3,078	3,236	3,491	3,748	3,899	4,047	4,095	4,244	4,598	5,152	5,296	5,419
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 費 用 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,023	5,178	5,336	5,491	5,648	5,799	5,947	6,095	20,639	25,930	6,552	6,696	6,819
	(1) 建 設 費 用 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	14,395	19,532	0	0	0
	イ うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 借 入 金 還 金 (I)	5,023	5,178	5,336	5,491	5,648	5,799	5,947	6,095	6,244	6,398	6,552	6,696	6,819
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 すべき 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	28.33	35.27	28.31	27.77	26.15	25.20	24.27	23.35	22.44	22.22	22.35	21.68	20.86	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	823	833	819	851	784	772	759	752	745	737	730	723	716	
地 方 財 政 法 による ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した (V)														
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高 (X)	101,968	98,891	95,655	92,164	88,416	84,517	80,470	76,375	86,526	101,460	96,308	91,012	85,593	

○他会計繰入金

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H37
収 益 的 収 支 分	区 分													
	収 益 的 収 支 分	1,163	1,988	1,288	1,260	1,216	1,182	1,147	1,105	1,062	1,091	1,156	1,131	1,081
	うち 基 準 内 繰 入 金	1,163	1,988	1,288	1,260	1,216	1,182	1,147	1,105	1,062	1,091	1,156	1,131	1,081
資 本 的 収 支 分	区 分													
	資 本 的 収 支 分	2,923	3,078	3,236	3,491	3,748	3,899	4,047	4,095	4,244	4,598	5,152	5,296	5,419
	うち 基 準 内 繰 入 金	1,507	1,522	1,537	1,548	1,568	1,584	1,600	1,616	1,632	1,649	1,665	1,682	1,699
合 計	区 分													
	合 計	4,086	5,066	4,524	4,751	4,964	5,081	5,194	5,200	5,306	5,689	6,308	6,427	6,500